

インバランス料金制度の改正に関する「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」及び「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額」の一部改正について

令和 8 年 6 月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室

1. 改正の趣旨

電力の需給に係るインバランス料金制度には、需給ひっ迫時に系統利用者に対し需給の改善を促すため、需給ひっ迫の度合いに応じてインバランス料金を上昇させる kW 需給ひっ迫時補正インバランス料金（補正インバランス料金）が措置されている。補正インバランス料金の上限価格は、緊急時の供給力として一般送配電事業者が公募調達していた電源の調達価格を参考に、原則 600 円/kWh とされているところ、激変緩和措置として、令和 4 年度からの制度開始以来、現状も 200 円/kWh の暫定価格が継続している。

本件に関して、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計・監視専門会合での議論を踏まえ、「2022 年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」¹の改定がなされ、令和 7 年 7 月 10 日に電力・ガス取引監視等委員会より、同中間とりまとめの改定を踏まえ、補正インバランス料金を含むインバランス料金制度を改正するための所要の規則等の改正を行うよう、建議がなされたところ。

本件については、令和 8 年 3 月 27 日の次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会²においても報告・審議がなされており、了承されている。

これに伴い、「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下、「規則」という。）」及び「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額（以下、「告示」という。）」の一部を改めることとしたい。

2. 関連の法令構造

- インバランス料金の設定については、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七号）第 18 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づき、規則第 27 条～第 29 条に定められており、規則第 27 条第 1 項第 2 号から第 4 号、第 3 項及び第 27 条の 2 第 1 項第 2 号により、「経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額」とされている当該「額」は、告示で定められている。
- 補正インバランス料金については、規則第 27 条第 1 項第 2 号及び第 27 条の 2 第 1 項第 2 号において、それぞれ「補正料金算定指数」が定義され、「補正料金

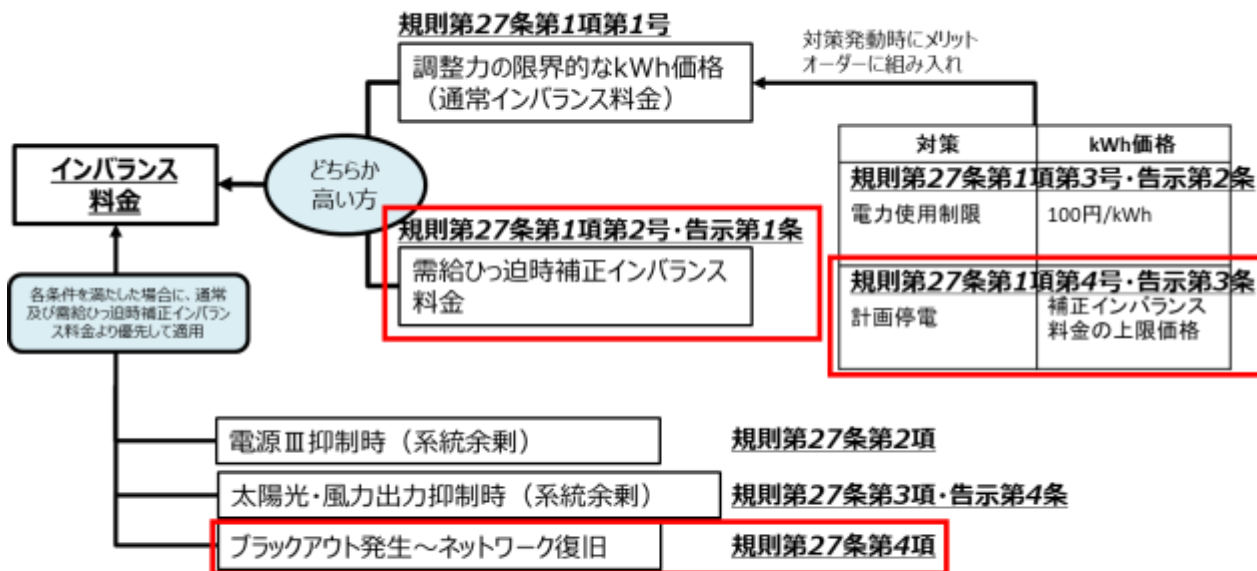
¹ <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20231121001d.pdf>

² [第 5 回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（METI/経済産業省）](#)

算定指数に応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額」として示されており、告示にて具体的な額又は算式により算定した額が示されている。

- 3. の改正については、いずれも補正料金算定指数に関する改正事項であり、規則及び告示をそれぞれ改正する必要がある。

インバランス料金の算定方法の全体像



※沖縄電力の供給区域の場合は、第27条第1項第1号から第4号までに対応する規定は、第27条の2第1項第1号から第4号までで対応。また、第27条第2項及び第3項に対応する規定は、第27条の2第2項で対応し、第27条第4項に対応する規定は、第27条の2第3項で対応。更に、告示第1条に対応する規定は、告示第5条で対応。

※赤枠が改正範囲

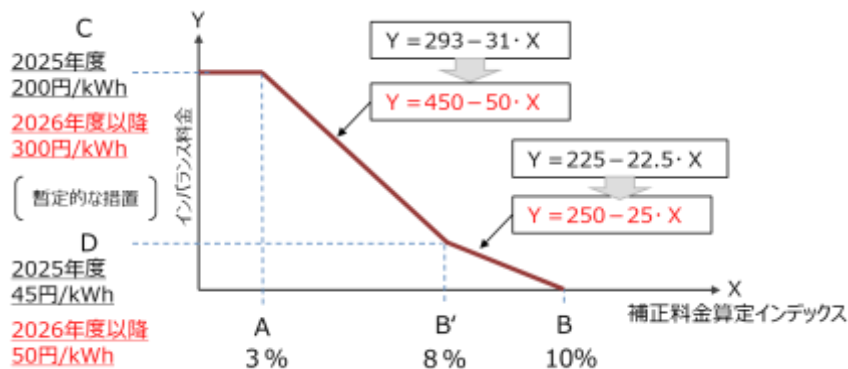
3. 主な改正の内容

補正インバランス料金の見直し関係

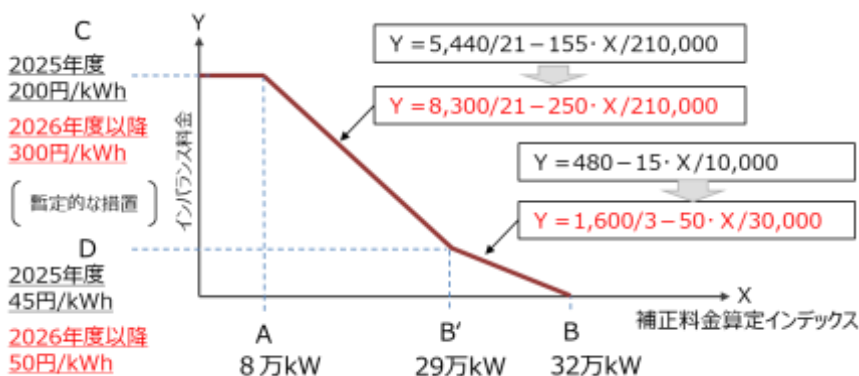
- 補正インバランス料金について、補正料金算定指数（電力・ガス取引監視等委員会制度設計・監視専門会合では「補正料金算定インデックス」と呼称）に応じ、補正料金算定指数が3%（沖縄電力の供給区域においては予備力8万kW、それ以外の供給区域においては広域予備率³3%）の際の価格（Cの値。上限価格）及び補正料金算定指数が8%（沖縄電力の供給区域においては予備力29万kW、それ以外の供給区域においては広域予備率8%）の際の価格（Dの値）を、当面の間、300円/kWh及び50円/kWhとする改正を行う。なお、補正料金算定指数に応じ、各価格は一次関数的に連続している（料金カーブを描いている）ため、この点も改正を行う。

³ 一般送配電事業者の供給エリアをまたぐ送電線を活用し、全国や複数エリアの電力需給バランスの余裕度を平均して示す指標（%）

- 具体的には、規則第 27 条第 1 項第 2 号及び第 27 条の 2 第 1 項第 2 号の規定、告示第 1 条及び第 5 条の規定、表の額と算式をそれぞれ改正する。



沖縄電力の供給区域以外の場合



沖縄電力の供給区域の場合

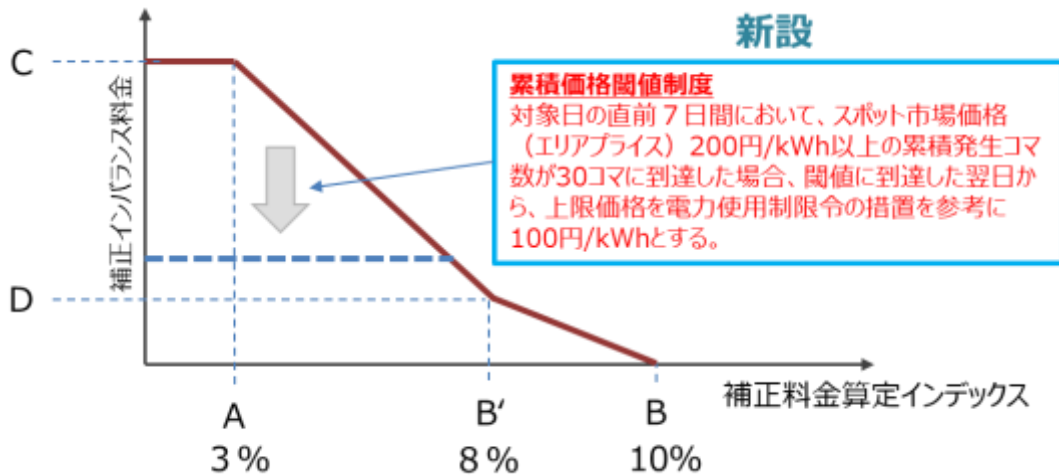
累積価格閾値制度の導入関係

- 高額な電力調達が一定期間以上連続して発生した場合には、小売電気事業者において不足インバランスが不可避となることがあり得るため、以下のとおり、一時的に補正インバランス料金の上限価格を引き下げる制度（累積価格閾値制度: cumulative price threshold）を導入する。なお、計画停電時のインバランス料金は補正インバランス料金の上限価格を引用している。このため、本制度の導入により、計画停電時のインバランス料金も改正を行う。

【累積価格閾値制度】

- ・ 期間設定：対象日の直前 7 日間
- ・ 閾値設定：スポット市場価格（エリアプライス）200 円/kWh 以上の累積発生コマ数が 30 コマに到達。ただし、沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。
- ・ 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を電力使用制限令の措置を参考に 100 円/kWh とする。
- ・ 解除要件：対象日の直前 7 日間の 100 円以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。

- 具体的には、規則第 27 条第 1 項第 2 号及び第 27 条の 2 第 1 項第 2 号の規定、告示第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条（新設）の規定、表の額と算式をそれぞれ改正する。



その他関係

- その他所要の改正を行う。
 - 前回改正の改正漏れの改正
（規則第 27 条第 1 項第 2 号及び第 27 条の 2 第 1 項第 2 号）
 - 用語の定義の見直し
（規則第 27 条第 4 項）
 - 単価の記載ぶりの統一
（告示第 2 条及び第 4 条）

4. 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 6 月～7 月	パブリックコメント・結果集約
令和 8 年 7 月	官報掲載・公布予定
令和 8 年 10 月 1 日	施行

以上

<参考>本改正の審議経過

- 令和6年 9月30日 第1回制度設計・監視専門会合（各エリアのインバランス料金の動向等の報告、制度見直しに係る検討の視点等について議論）
- 令和6年 10月15日 第2回制度設計・監視専門会合（各事業者から制度見直しに係る検討の視点等についてプレゼン）
- 令和6年 11月15日 第3回制度設計・監視専門会合（制度見直しの検討に係る論点整理、補正料金算定インデックス、長期間上限価格が継続した場合の措置、C値・D値の数値等について検討）
- 令和6年 12月26日 第4回制度設計・監視専門会合（広域予備率低下時のBGの行動分析、補正料金算定インデックスの見直しの検討、2022年度以降の需給状況等を基にしたインバランス料金の分析、長期間上限価格が継続した場合の措置の検討、2025年度のインバランス料金制度の方針についての検討）
- 令和7年 1月30日 第5回制度設計・監視専門会合（BGへのヒアリング結果の報告、補正インバランス料金C値・D値及び累積価格閾値制度並びにインバランス料金の予測に資する情報公表についての検討）
- 令和7年 2月28日 第6回制度設計・監視専門会合（委員意見等を受けた論点整理と考察、需給ひっ迫時におけるBGの余剰インバランスの発生状況の分析、発電事業者へのヒアリングの実施、インバランス料金等の情報公表の拡充についての検討）
- 令和7年 3月31日 第7回制度設計・監視専門会合（C値・D値の見直し、累積価格閾値制度、時間前市場のエリア別情報公表についての検討、DRポテンシャルに関する委員意見に係る小売事業者（DR事業者）からのプレゼン）
- 令和7年 4月25日 第8回制度設計・監視専門会合（累積価格閾値制度の見直しに伴い想定される事象の検討、最終的な整理案（中間取りまとめの改定案）の検討）
- 令和7年 4月26日～5月25日 中間とりまとめ改定案のパブリックコメント
- 令和7年 6月27日 第10回制度設計・監視専門会合（中間とりまとめの確定）
- 令和7年 7月 7日 第575回電力・ガス取引監視等委員会（経済産業大臣への建議に関する審議）
- 令和7年 7月10日 経済産業大臣への建議
- 令和8年 3月27日 第5回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（建議内容についての審議）